平成２４年（フ）第２３４２号
東京都世田谷区太子堂４丁目18―４―206
債務者　横田　房子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４３０号
千葉県山武郡大網白里町駒込736―５
債務者　高橋　保文
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４３１号
東京都墨田区東向島５丁目３―23―201
債務者　竹村　祥江
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５０４号
東京都新宿区戸山２丁目33―1104
債務者　石川　千惠
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８号
静岡市清水区渋川３丁目10番３号　パレーシャル渋川Ｂ101、旧住所静岡市清水区高橋４丁目10番１号
債務者　杉森　健一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
沖縄県沖縄市東１丁目８番14号　グラースエストＡ202
債務者　兼島　武男
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第７号
沖縄県沖縄市東１丁目８番14号　グラースエストＡ202
債務者　兼島　昌江
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４１号
北海道帯広市西８条南28丁目１番地２　リーベル828―405号室
債務者　鈴木　憲嗣
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７５７号
千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目７番41―７号　ピアコートＢ201
破産者　土田俊雄こと　朴　　洙坤
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４１９号
さいたま市岩槻区上野３丁目９番10号
破産者　株式会社タカシン
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
千葉県四街道市さちが丘１丁目24番12号
破産者　早川　良夫
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３１号
千葉県四街道市さちが丘１丁目24番12号
破産者　早川　圭子
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３５０号
千葉県佐倉市井野1400番地91　並木貸家８号棟
破産者　八嶋　次男
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６号
千葉県茂原市北塚947番地10
破産者　サンワハウジング株式会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
千葉県茂原市法目1223番地23
破産者　渡邊由美香
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
京都府亀岡市篠町森山先５番地の87
破産者　有限会社ソフテックメディカル
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３６６６号
札幌市東区東苗穂14条３丁目29番８号
破産者　株式会社アミューズオート
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７号
栃木県那須郡那珂川町馬頭353番地
破産者　晃徳建設株式会社
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部